

高知県税規則の改正概要について

H30. 2. 13

高知県総務部税務課

○趣旨

公益法人制度改革の趣旨に沿い、課税免除の要件を見直すとともに、通達に定められていた要件を整理し規則に明示しようとするものです。併せて申請期限を明示し、様式について改正を行います。

○改正様式

第 50 号様式

○施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する地方税法第 52 条第 2 項第 4 号に規定する期間分の法人の県民税について適用)